

尾道市立御調中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2条 (校訓)

「自主 協同 勤労」

第3条 (めざす生徒像)

- ・自主：自ら学び，自ら考え判断し，自ら行動できる自立した生徒
- ・協同：自分と仲間を大切にし，共に学び合い，高め合う生徒
- ・勤労：心と体をしっかり動かして，何事にも一生懸命に取り組む生徒

第2章 学校生活に関すること

第4条 (服装規定)

1 冬の服装

ア 男子

- ・学校規定の制服，上衣はブレザーを着用する。
- ・ベルトを必ずする。色は（黒・紺・茶）で，飾りのないものとする。

イ 女子

- ・学校規定の制服，上衣はブレザーを着用する。
- ・スカート丈は膝頭が完全に隠れる程度の長さ（膝立ち状態で裾が床につく）とする。

ウ 男女共通

- ・ブレザーの下は白のカッターシャツ，ブラウスを着用する。
- ・カッター・ブラウスの下に着用するものは，すべて白の無地とする。
- ・ネクタイ，リボンをつける。
- ・ベスト・セーターは，学校規定の物を着用する。
（袖口は手のひらにかからない程度の長さにする）
- ・防寒具は，手袋・マフラー（ネックウォーマーを含む）・ウィンドブレーカー（部指定のもの等）に限り，登下校中のみ着用してよい。また，防寒具は下駄箱で着脱し，校内では着用しない。防寒具には記名すること。

2 夏の服装

ア 男子

- ・学校規定の制服，上衣はポロシャツを着用する。（ベルトが見えるようにする）

イ 女子

- ・学校規定の制服，上衣はポロシャツを着用する。
（スカートのウエスト芯が見えるようにする）

ウ 男女共通

- ・ポロシャツの下に着用するものは、すべて白の無地とする。

3 その他

ア 靴

- ・校舎外は、学校規定の通学用靴（雨天時は雨靴でもよい）を履く。
- ・校舎内は、学校規定の上履き用シューズを履く。
- ・体育館使用時は、学校規定の体育館シューズを履く。

イ 靴下

- ・白色とする（ワンポイントは可とする）。
- ・くるぶしソックスは不可とする。（くるぶしが完全に隠れる長さが必要）
- ・ルーズソックスやずらして履くことはしない。

ウ 名札

- ・学校規定のものを使用する。（組章をつける）

エ カバン

- ・通学用バッグは、学校規定の第1カバン及び第2カバン（サブバッグ）を使用する。
キーホルダーなどの装飾品をつけたり、落書きをしたりしない。

第5条（頭髪規定）

1 男子

- ・前髪は目にかからない。横は耳にかからない。後ろは襟につかない。
- ・一部を極端に長くする髪形（ツブロック、モヒカン、ソフトモヒカン、アシメなど）をしない。

2 女子

- ・両肩を結ぶ線を越したら結ぶ。結び方は、耳より下で2か所までとし、前髪だけを結ばず、ピンでとめる。ピンは細いもので色は黒、ゴムの色は黒とする。
- ・前髪は目にかからない。横髪を垂らさない。
- ・一部を極端に長くする髪形をしない。

第6条（中学生にふさわしい身なり）

- 1 「飾り」「パーマ」「こて」「メッシュ」「脱色・染色」「剃り込み」はしない。
- 2 眉毛を剃るなどの変形はしない。
- 3 整髪料はつけない。ピアス、アクセサリー、ミサンガなどはしない。

第7条（欠席・遅刻・早退等）

- 1 欠席・遅刻の場合は、保護者が学校に8時15分までに連絡する。
- 2 遅刻して登校した場合は、必ず職員室に立ち寄り報告し、各教室へ行く。
- 3 早退する場合は、事前に学校から保護者に連絡をする。原則、保護者に迎えに来てもらうが生徒だけで早退した場合、帰宅したら直ちに学校へ連絡をする。
- 4 体調不良のための保健室利用は、1時間を原則とする。体調が回復しない場合は、早退の手続きをとる。
- 5 登校してから無断で学校外に出てはいけない。

第8条（登下校）

- 1 始業時間は8時20分。この時までには自分の椅子に座っていないと遅刻になる。10分前には登校するよう心がける。
- 2 下校時刻をきちんと守る。下校時刻より遅くなる時は先生の許可を得る。
- 3 登下校の時は、地域の方々や先生、友達に挨拶をする。
- 4 通学は原則として徒歩通学とする。ただし、許可された地域の生徒は、自転車又はバスによる通学を認める。（自転車通学者の範囲は別途定める）
- 5 自転車通学者は、「御調中学校通学路・通学規定」のルールに従う。学校の許可証を自転車に貼り付け、許可された自転車のみ通学に使用する。また、乗車の際は、必ずヘルメットを着用する。
- 6 登下校は学校の定めた通学路を利用する。交通ルールを守り、事故のないように十分注意する。（自転車通学者は学校から下のエディオンまでの間、自転車を押して登下校する）
- 7 下校途中で買い食いや寄り道をしない。
- 8 冬期（秋季大会終了後～修了式）は、徒歩通学者・自転車通学者ともに下校中に反射タスキを装着する。（日没時刻を考慮して開始する）

第9条（不要物）

- 1 学習に必要なもの以外は、学校に持って来ない。特に携帯電話の持ち込みは禁止とする。
- 2 不必要な金銭は、学校に持ってこない。お金を持ってきた際は、必ず袋か財布に入れて担任の先生に預ける。
- 3 不要物の持ち込みは、生徒に指導した上で、原則、保護者に返却する。

第10条（校内生活・持ち物）

- 1 朝の読書タイムは8時20分～8時30分である。読書用の本を用意する。
- 2 校長室、職員室、事務室、保健室に入るときは、ドアをノックして許可を得てから入るようにする。
- 3 校内で来訪者に会ったときには、会釈（挨拶）をする。
- 4 言葉使いは正しく、丁寧にする。
- 5 日課を念頭において、時報（チャイム）を守り、静かに早く行動する。
- 6 授業始めの時報（チャイム）までには着席し、授業の準備をしておく。
- 7 校内放送が始まったら、静かにして聞く。
- 8 朝会、その他の集会は、静かに早く集合する。
- 9 進んで校内の美化に努める。
- 10 上履きと下履きの区別をはっきりして、校舎を汚さないようにする。
- 11 分担区域の掃除は責任を持ってみんなと協力して、時間いっぱい真面目にする。
- 12 お互いに校舎、器具は大切に取り扱い、樹木や草花もいためないようにする。
- 13 万一、校舎、器具を破損したときは、直ちに担任の先生に届ける。
（特に、故意や不注意によって破損した時は、弁償の責任を負ってもらう）
- 14 ストーブ、ガス等の火気は先生の指導のもとで使用する。無断使用は絶対にしない。また、エアコンについても同様とし、許可無く勝手に使用しない。
- 15 授業の時以外は、特別教室への出入りはしない。用事がある場合には、担当の先生の許可を得てから出入りする。
- 16 他のクラスへの出入りをしない。

- 17 黒板，壁，建物，机等に落書きをしない。公共物は大切に使う。
- 18 器具を使用した場合は，使用后必ず所定の場所に返し，整頓して置く。
- 19 持ち物には名前を明記し，自分で責任を持って保管する。
- 20 昼休憩中のボールの使用は，ボールを借りる手続きをし，13時00分～13時20分の間で運動場のみ使用する。13時20分，ボール返却の放送がかかったら直ちにボールを返却し，5時間目の授業に遅れないようにする。
- 21 稼業日については，水筒の中身はお茶または水に限る。ただし，稼業日以外(土・日・祝日・長期休業)においては，スポーツ飲料も可とする。また，夏季の体育大会等の練習などでは，生徒の健康面を配慮し，期間を限定してスポーツ飲料の持参も可とする。許可する期間は別途指示をする。そして，2本目の飲料としてペットボトルを持って来る時は，ペットボトルケースに入れるか，タオルを巻く。
- 22 冬季において，防寒具の使用が認められた期間内に限り，ひざ掛けを使用することができる。ただし，以下の項目を守って使用すること。
 - ・色については黒色・紺色・茶色とし，無地の物を使用すること。
 - ・ひざ掛けには必ず記名すること。
 - ・ひざ掛けは，教室内で椅子に座っている状態でひざに掛けて使用すること。
(腰に巻く，肩から掛ける等，ひざに掛ける以外の使用はしない)
 - ・移動教室への移動時に腰に巻く等はしない。
 - ・ひざ掛けを使用しないときは，ロッカーの中に入れ，個人で責任を持って管理すること。
(椅子の背もたれに掛けたりしない)

第11条 (部活動)

- 1 生活規則について
 - ・不用品の持参，間食などはしない。
 - ・練習時間や下校時刻を守る。
- 2 部室の使用について
 - ・部室は部活動のみに使用し，体育の授業や学校行事等の更衣には使用しない。
 - ・部活動への更衣は更衣室でおこない，部室では更衣をしない。部室には，部活動で使用する物品の保管を原則とし，私物を置かない。
 - ・部室の清掃，整理を行い，部室の戸締りは毎日行う。(部室の清掃は月1回程度行う)
 - ・他の部室への出入りはしない。
 - ・貴重品は，先生に預ける。また，必要以外の荷物を置きっぱなしにしない。
 - ・更衣室の掃除を分担して行う。(外→ソフト・陸上) (体育館→卓球・バレー)
- 3 活動時間について
 - ・期間によって次のとおりとする。

期 間	活動終了時刻	完 全 下 校
3月～10月の市内秋季大会	17:45	18:00
市内秋季大会～芸術発表会	17:15	17:30
芸術発表会～1月末	16:45	17:00
2月～卒業式	17:15	17:30

(状況により変更することもある。)

- ・合同部活動(御調高等学校等)や練習場所の確保などにより活動場所を御調中学校以外で行う

場合は、移動・準備時間を考慮し、活動時間の確保のため下校時間を最大30分まで延長することができる。

- ・行事や大会等で活動時間の確保が必要であるときは、校内で検討し下校時間を最大30分まで延長することができる。
- ・1年生は、入学式から部編成までは仮入部とする。(2週間程度)
- ・試験1週間前は原則として練習中止とする。

4 早朝練習について(朝練習)

- ・早朝練習については、顧問の指導による計画的な参加とする。(原則として顧問がつく)活動時間は、7時30分～8時00分とし、8時15分までに必ず教室に入っておく。
- ・朝食はきちんと食べてくるようにする。
- ・学校の校門を通過するのは7:15以降とする。
(朝早くから家を出て、校門前で待たない。)
- ・部活休養日の早朝練習についてはおこなわないこととする。

5 活動場所について

- ・部活動は決められた場所で行う。
- ・体育館の使用は、別の使用計画表に基づいて使用する。使用する時は、必ず体育館シューズか専用シューズとする。使用計画にない日、また、使用計画にない部は使用できない。
- ・体育館使用後は必ずモップをかけ、きれいに掃除する。最後に使用した部は、体育館の窓やドアの確認をし、施錠する。
- ・決められた場所を離れて活動(練習)をする場合には、顧問の指示に従う。
(校外に出たりする場合)

6 部活動の服装、持ち物について

- ・原則として、体育の授業時の服装を着用する。それ以外は、ユニフォームと部指定の服装に限る。
- ・その他、必要な持ち物についても高価なものでないものとする。(顧問と相談すること)

7 放課後の飲食について

- ・放課後に限らず、弁当等を買いに学校外に出ない。また、下校の際に弁当や間食など買わない。
- ・水筒の中身はお茶に限る。(ただし、中体連等の公式試合や練習試合での遠征の際、スポーツ飲料水の持参は顧問と相談すること)2本目としてペットボトルを持ってくる時は、ペットボトルケースに入れるか、タオルを巻く。※第10条21参照。

8 県選手権大会終了後(3年生引退後)の3年生の部活動

- ・運動部は県選手権大会(もしくは全国中学校選手権大会、中体連主催駅伝)終了後を引退とする。文化部は芸術発表会終了後を引退とする。ただし、中体連以外の大会や行事があるときは、報告し協議する。(運動部での推薦入試を希望している者については、報告し協議する。)
- ・推薦入試合格者で部活動参加を認められた者は、顧問の指導に従うことを約束し、参加させてもよい。ただし、参加については、生活態度(授業態度、提出物、掃除)がきちんとできていること。
- ・卒業証書授与式後(春休み)は原則部活動には参加できない。

9 その他

- ・全員がどこかの部活動に参加することを原則とする。
(文化総合部と運動部は兼ねることができない。)
- ・原則的には1年間同じ部で活動する。ただし、やむを得ない理由等により転部する場合は、

顧問と担任と保護者の了承を得て行う。

- ・部員同士で、声を掛け合って、自主的・積極的に参加する。
- ・部室の使用や活動（練習）時間、活動の場所（体育館使用）、下校時間などが守れない場合には、活動停止や部室の使用禁止などの処置をとる場合がある。

第3章 校外での生活に関すること

第12条

- 1 目的のない外出や、用のない店への出入りはしない。
- 2 外出する時は、行き先・帰宅予定時刻を保護者に連絡して出かける。町外へ出かけるときは、保護者同伴とする。
- 3 夜間外出や友達の家泊まることはしない。
- 4 自転車に乗るときは、次のことは絶対にやめ、事故防止に努める。
 - ・二人乗り，並進，一旦停止無視，信号無視，無灯火
- 5 危険な遊び（火気使用・おもちゃなど）をしない。
- 6 生徒だけで、ゲームセンターやカラオケボックス，飲食店への出入りはしない。
- 7 釣り，水泳については水難事故から身を守る注意を十分にする。また，立ち入り禁止場所や危険な場所では遊ばないようにする。
- 8 携帯電話，メール，インターネット等の利用は，マナーとルールを守り，トラブルを起こしたり，被害にあわないように十分に注意する。
- 9 法に触れる行為（窃盗・万引き，無免許運転，喫煙・飲酒等）は絶対にしない。

第4章 特別な指導に関すること

第13条

次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- 1 法規・法令に違反する行為
 - ・飲酒・喫煙 ・窃盗・万引き ・暴力行為
 - ・器物破損 ・薬物乱用 ・性に関するもの
- 2 本校の規則等に違反する行為
 - ・いじめ ・指導無視，暴言 ・カンニング
 - ・授業妨害 ・その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第14条

- 1 特別な指導とは、別室で反省文指導，面接指導，教科指導を行うことである。指導期間中は、登校したら別室に直行し，給食も別室にてとる。
- 2 特別な指導の実施の有無，その期間については，生徒指導部会で事案ごとに協議・確認する。特別な指導は，実社会において自らの行為に責任をとることが求められることを教える目的をもっている。
- 3 暴力行為や器物破損等の刑事的な事案に対しては，教育的配慮を持ちながら関係機関（警察等）と連携して指導にあたる。